

上越市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 8 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第 1 1 号

上越市市税条例施行規則の一部を改正する規則

上越市市税条例施行規則（昭和 4 6 年上越市規則第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「又は督促状兼納付書」を削り、同条第 4 号を削る。

第 1 1 号様式を次のように改める。

第 1 1 号様式（第 1 0 条関係）

第	号	納 期 限 変 更 告 知 書	
住（居）所（所在地）		年 月 日	
氏名（名称）		様	上越市長 印
地方税法第 1 3 条の 2 第 1 項の規定により繰上徴収するため次のとおり納期限を変更します。			
年度		第	期分
		第	期分
		第	期分
		第	期分
納税通知書 特別徴収義務者通知書番号		第 号	
変 更 後 の 納 期 限		年 月 日	
税 額	円		
納 付 場 所	上越市指定金融機関 上越市指定代理金融機関		
備 考			

（付記）

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定について、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して

1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 6 2 号様式及び第 6 4 号様式中「上越市督促手数料及び延滞金徴収条例」を「上越市督促及び延滞金徴収条例」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。